

建築と住宅の性能評価に関するQ & A

Vol. 4

建築基準法と住宅品質確保法に関する

あなたの素朴な疑問にお答えします。

仲谷 一郎

建築基準法の大改正及び住宅品質確保法の制定を受け、建築物の質が重要視される時代に、一挙に突入することになりました。新しい法律の精神及び活用法についてのご質問に、できるだけわかりやすく、みなさまの視点にたってお答えしていきたいと思っております。普段抱いていらっしゃる疑問・質問を下記までお寄せください。

性能評価副本部長 仲谷一郎

TEL : 03-3664-9216 FAX : 03-5649-3730

[e-mail nakaya@jtccm.or.jp](mailto:e-mail_nakaya@jtccm.or.jp)

Q13 2月から建材試験センターが始めた防火性能証明事業では、何を証明してくれるのでしょうか？

A13 建材試験センターでは、平成13年2月20日から、市場に流通している防火材料が、国土交通大臣が指定する防火材料として告示で例示しているものに該当していることの証明事業を開始いたしました。これは、防火材料のメーカーないしは販売店の方が、建築主事あるいはゼネコン等の方から建築基準法の要求に適合していることの証明書の提示を求められるケースが多いので、何とかして欲しいというご要望にお応えするものです。

建築基準法の防火関連要求の主旨に照らして、建築基準法に基づいて国土交通大臣が指定している防火材料に該当していることを防火の専門家の観点から証明します。しかし、当センターが発行する証明書は、国土交通大臣による指定ないしは認定を意味するものでも、JIS規格への適合を証明するものでもありません。

JIS規格の要求事項の全てを満足しているわけではありませんが、防火上は問題ないことが明らかである材料が、本証明事業の恩恵を被ることが

できます。国内で製造販売されている建築材料は、ほとんどがJIS規格に基づいているので、本証明事業を利用する必要はありませんが、海外の規格に基づいて製造された製品の場合、本事業に基づいて発行する証明書を有効に活用していただけるものと思われれます。

証明に当たって、事前に以下の資料を申請者の側で揃えていただく必要があります。

製品の組成、構成を示す資料

製品の外形、断面形状を示す資料（カタログないしは写真）

製品の性能に関する説明資料

標準的な使われ方を示す資料

記述の体裁については、特に指定はございませんが、記述言語は日本語ないしは英語に限定させていただきます。

申し込みの手続き等のご案内は、作成し次第、性能評価本部のホームページ（<http://seino.jtccm.or.jp>）で公開しますので、ご参照下さい。

Q14 建築基準法に基づく構造方法等の認定の流れはどのようになっているのでしょうか？

A14 構造方法等を認定するのは、国土交通大臣であり、その申請を行うことができるのは、法的な人格を有する者となります。従って、個人が認定を申請することは可能ですが、法人格のない任意団体が認定を取得することはできません。また、大臣が認定するにあたっては、建材試験センター等の性能評価機関から発行された性能評価書、省令で定められて書式の構造方法等の認定申請書及び収入印紙（2万円）が必要となります。

性能評価は、各性能評価機関で実施することとなりますが、機関によって国土交通省から認可されている業務の範囲が異なっているので注意が必要です。建材試験センターの現在の業務範囲については、[ホームページ](#)をご参照下さい。この業務範囲については、今年の夏を目途に拡大する準備を進めております。

性能評価にかかる費用は、省令で定められていますので、どの機関で受けても変わりません。性能評価の方法は、各性能評価機関が定め、国土交通省の認可を受けることとなっていますが、実質上、共通の業務方法書に基づいて、評価を実施し

ています。当センターが定めている業務方法書は、[ホームページ](#)上でご覧になれます。これらをご覧になると防火材料、防耐火構造、遮音構造等の認定に係る性能評価のように試験の実施が必須となっているものと、指定建築材料の性能評価のように試験の実施を伴わないものの2種類があるのに気づかれると思います。性能評価の申し込みの際には、担当者と事前に十分に打ち合わせていただくことをお願い申し上げます。

当センターは、内部の評価員を多数擁していますので、基本的には委員会での審議を経ずに性能評価書を発行できる体制となっています。この利点を最大限に活用して、将来的には、試験を伴わない性能評価は受付から3週間程度、試験を伴う性能評価は試験の実施から3週間程度で、性能評価書を発行できるようにしていく意向であります。

お客様におかれましては、性能評価にかかる時間をできるだけ短縮できるように、申請の範囲と内容を十分に詰めてから、お申し込みいただくようお願い申し上げます。

Q15 いわゆる外断熱工法の性能評価はどのようにおこなわれるのでしょうか？

A15 旧建築基準法の下では、耐火構造の外壁の外側に断熱材を張った構法についての認定方法が定められていました。しかし、昨年法の改正に伴い、断熱材を含む壁全体について、耐火構造としての性能があるかどうかの性能評価をおこなうこととなりました。このため、RC造の外壁の外側に断熱材を張った構法の場合、RCの壁を含んだ試験体を作り、原則としてRC壁に載荷しな

がら加熱試験を実施しなくてはならなくなりました。このような試験の実施は、非常に困難であるために、各性能評価機関とも取り扱いに苦慮しているところです。

このような状況を打開するために、建材試験センターとしては、以下の3つの条件を満足する構法については、性能の証明書を発行することを検討しております。

内側の被覆材が、所定の荷重支持能力及び遮熱、遮炎能力の全てを有していること。

外側の被覆材が、1時間の遮熱及び遮炎能力を有していること。

内側ないしは外側の被覆材が通常の火災に

よる火熱を受けた際に、間に挟まっている断熱材に着火する可能性が無いこと。

詳細について決まりましたら、ホームページ上で公開しますので、ご参照下さい。

Q16 住宅品質確保法に基づく型式住宅部分等製造者認証を取得する際の条件と取得によって得られるメリットは何なのでしょうか？

A16 型式部分等製造者認証は、住宅型式部分等の認定を受けた製品を作っている製造者を認証する制度です。認証を取得するためには、申請する製造者が管理する工程内で製品の性能が確定できることが条件となります。

したがって、現場での加工工程が性能を左右する場合には製造者認証を取得することはできません。しかし、一部の工程を他の工場ないしは他社に委ねている場合であっても、その管理が一体として実施されていれば、認証は可能となります。

判断の具体的な基準については、判断が困難となることもあるので、個別にご相談いただきたいと思います。

なお、製造者認証を取得することによって、検査内容の一部省略を得ることができます。これは、建築基準法に基づく製造者認証と同じです。

また、予め、JIS Z 9902の認証を取得しておくこと、製造者認証の申請時に提出する資料の一部を免除されます。

Q17 耐熱板ガラスを耐火建築物の屋根に使用する場合に、何に注意したらよいのでしょうか？

A17 耐火建築物の屋根については、建築基準法施行令第107条の1第三号に屋根の要求性能が明示されています。これによると、通常火災による加熱を受けた際に、30分間遮炎能力を有していることとされています。さらに、告示第1399号第5第三号で、この要求に適合していると大臣が指定する構造方法として、鉄材で補強された網入ガラスが例示されています。

耐火建築物の屋根に設けられた明かり採り窓を防火設備と見なすことができれば、耐熱板ガラスを使用することも可能になるのですが、建築基準法令上の要求に、屋根に設ける防火設備の規定は

無いので、自動的に耐火構造の要求が適用されることとなります。

耐火構造として認定されるためには、各評価機関が規定している業務方法書に従って試験を実施する必要があります。業務方法書には、1メートル四方あたりに1個の65kgのおもりを載せた状態で耐火加熱試験を実施し、30分以上の遮炎能力を有していることを実証することが要求されています。残念ながら、既存の耐熱ガラスの中には、このような能力を有しているものは無いように思われます。